

開 会

守内国土計画局総務課長 それでは、ただいまから国土審議会第5回基本政策部会を開催させていただきます。

私は、国土計画局総務課長の守内でございます。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議の冒頭に当たり、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。

当部会の議事は原則として公開するという部会決定に従いまして、本日の会議も、一般の方々にも傍聴いただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては、中村部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

中間報告に対する意見聴取結果報告

中村部会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日の議題は、「中間報告に対する意見聴取結果の報告」及び「報告書取りまとめに向けた主要な論点等について」の2点でございます。

まず、昨年11月の第4回部会で取りまとめられました当部会の中間報告につきまして、地方公共団体や経済団体からの意見聴取を行っておりますので、その結果について事務局から説明をお願いいたします。

佐久間総合計画課長 国土計画局総合計画課長の佐久間でございます。それでは、中間報告に対します意見聴取につきまして、私の方と土地利用調整課長の五十嵐より御報告させていただきます。

まず私の方からでございますが、お手元に資料3ということでクリップどめしてある「意見聴取概要」という資料があるかと思いますが、こちらの 、 に基づいて御報告させていただきます。

おめくりいただきますと、 の冒頭、これは全国計画及び広域計画につきまして、都道府県及び政令指定都市に対しまして、中間報告の内容について、それぞれ十分説明を行った上でアンケートに答えていただいたものです。実施の時期は3月から4月にかけてで、御回答いただきましたのは、47都道府県と12政令指定都市すべてでございます。

ただし、北海道と沖縄、札幌市につきましては、広域のブロック計画の関係ということでは御回答いただいております。

以下、かなり大部にわたりますので、御議論いただく論点になるようなところを中心に御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、中間報告の構成、第 部、第 部に基づきまして、第 部の方から聞いておりますが、第 部の方で示されました展望と対応の方向について、おおむね御賛同いただいていると思っております。1ページの展望のもとでの方向として、大きく人口減少、高齢化、あるいは新しい潮流に対応した地域発展というのが課題であるということでは意見は一致しておりますし、地域が主体となった地域資源の有効活用と個性ある地域づくりという方向についても、9割以上の方々が妥当だというふうに見ております。

若干コメントがあったというところが3枚目です。四角の右下隅に数字が打っておりますが、3のところ、2層の広域圏を生活圈と広域のブロックということで、2つの圏域に基づいて検討するという考え方について示しております。こういった考え方については必要だということは理解をされておりますが、生活圈について、広過ぎる、大き過ぎるのではないか、人口規模・時間距離だけではなくて、その他いろいろ実情を反映させるということが必要じゃないかとか、地域ブロックについても、地域の一体性といったようなところを考えに入れてほしい。また、投資制約については、かなりの理解があるということでございます。

5枚目のところに行ってくださいまして、基本目標についてもほぼ妥当、また、全国計画が地域にとっても非常に有用であるということは共通した理解でございます。

7、8でございますけれども、国土の利用、開発、保全というものを一体的に計画的に示すことが望ましいということで、大体一致をいたしております。

また、将来展望のあり方についても、中間報告と同程度あるいはより詳しくということで、それを示すことを望んでおられます。

9、10でございますけれども、国土計画が示すべき事項についても、報告の内容はほぼ妥当ということで理解をされております。

また、地域別の整備の方針については、3分の2のところは、詳述しないということについて妥当というふうに御理解いただいておりますが、現行の計画、全総計画程度の記述が必要じゃないかとか、基本的な考え方は記述すべきといったようなところがございます。このあたりは詳述しないというところの理解の問題ではないかと思っております。

また、マクロフレームですとか、質的な指標を示すといったことについては必要であるし、人口ですとか経済規模など必要である、あるいは質的なものを含め、指標を導入していくというのは今の流れだというふうに理解をされているようでございます。

13、14 のところでございますが、策定時に意見聴取をどの程度行うかということについては複数回、しかも、なるべく早い方から、それから、対面で聞いてほしいということがございます。

それから、報告書で提示されました国土のモニタリングにつきましては、みずからの計画策定の参考になるなど有用だということで支持する声が出ております。

また、15、16 のところで、各種データについても提供してほしいといったところがございます。

16 ページに以下に個別の意見が出ておりますが、特段、論点というところで個別に取り上げて御紹介するまでもないかと思っております。

次に、広域ブロックについては 19 のところからですが、地域の各主体が参加・協議して原案を策定する。その上で国が決定するという方法については、6 割が賛同いたしております。

また、国が調整役でやってくれればという条件付賛同というものもあります。

他方で、水平的な調整が困難であるという問題点を指摘する意見もございます。

次に、原案策定におきます民間の主体の参画についてでございますが、21 以下にございます。これを見ますと、学識経験者、経済団体、NPO、シンクタンクなどが考えられるわけですが、参加する主体の種類、段階といったことについて、地域のこれまでのコンセンサスづくりのやり方などを反映してだと思っておりますが、かなり違います。早いうちから、案をつくる段階からというのと、案をつくってから協議、あるいは意見を聴取するだけというようなことで、その程度もさまざまでございます。

個別の意見が、23、24 に載っております。

それから、原案策定段階での国の支分局との関係について 25 にございますが、ここは大きく割れておまして、共通して地方支分局に何らかの役割を期待しているというところ

るでありますけれども、主体的に調整をしてほしいというところ、それとオブザーバー的に見てほしいというところで、それぞれ4割程度ということで大きく分かれております。

1枚おめくりいただきまして、27のところ、地域での原案というものをどの程度まで調整することができるかということについては、6割程度が、一部未了でもおおむね可能、それから、実質的にすべて調整可能であるというところが1割強ございます。合わせて7割は、相当程度調整できる。それから、残りの2割もリストアップするということではできないのではないかとっております。

次に、原案作成のための協議の仕組みということについては、29のところでございますが、これは一律に制度化するというよりは、各地域によって判断すべきだという意見が大宗を占めております。細かいところまで決めるということにしてほしいというところは、ほとんどございませんでした。

以下、広域ブロックの策定方法について、個別手法などについての細かいところを聞いております。このあたりは、ちょっと飛ばさせていただきます、34のところまで飛んでいただきたいと思いますが、複数の広域ブロック計画に重複している区域についての意見ということで、これは重複をなくした場合にメリットがあるという回答が16県から、それから、35にございますように、なくした場合に実態と計画が一致しなくなるとか、そもそも県内でどちらに属するか難しいという地域があるといったようなデメリットを指摘する回答が28ございました。

具体的に、現在の圏域において重複しております三重、滋賀、福井、石川、富山、この5県の意見の状況でございますが、北陸全体が中部の一部ということで、これはこれで、一つでいいということでもありますけれども、いずれの圏域に属するか、計画に盛り込む内容によってそれぞれ考えるということではないか。それから、地域特有の理由があるので、これまでの実績等から、重複は今までどおり許容すべきではないか。それぞれの圏域との深いつながりがあるから重複があるということで、一つの圏域にどちらかを選べというのは今では困難だ。どの圏域に属するかは、最終的には住民の意思ということでございますが、現段階では市町村合併等々あって、十分把握することができない。あるいは2つの領域の結節点ということで、そういう取り組みの中で地域が成果を上げているので、一律に圏域の重複をなくすというのはどうかというような回答が出ております。

1枚おめくりいただきまして、37のところですが、圏域の見直しについてどうかということについては、見直しは要らない、あるいは自分の属している圏域については現行のま

までいいというようなところを含めると、要らないというところが6割でございます。

また必要というところも、下に、徳島が四国だけではなくて近畿圏にも含めるべきではないか。あるいは長野県については、中部だけではなくて首都圏にも属するというのではないか。九州については、特定のところですが、九州を南北に分けて、福岡を中心に山口までというのが一つの圏域なのではないかというような意見があったり、39に入りますが、北陸3県というだけではブロックの大きさが十分ではないということで、新潟県を加えたというようなことも考えるべきではないかといった回答も個別に出しております。

次に、課題に応じて自発的な連携によって広域計画をつくる。特定広域計画ということが提案されているわけですが、これについて、国による支援等が、逆に地域の自立的な取り組みの芽を摘むことになりかねないということで、一律の制度化は望ましくないというところが6割を超えております。

次に、個別のところでは地域の自主性に任せてほしい、あるいは法制の必要はないといったようなことで個別に答えておられるところがございます。

他方で、制度化が望ましいということで、支援を期待しているところもございました。

幾つか、広域ブロック計画についての個別の意見が、その他若干ございますが、取り組む課題ですとか、マネジメントサイクルの導入の仕方、その他自由にといったことで意見を聞いております。

続きまして、都道府県・政令指定都市だけではなく、地域の民間主体の意見ということで、ブロック機関として現に存在しております地域の経済団体等について中間報告の内容説明を行いまして、その上で意見聴取いたしたものを取りまとめたのがでございます。これは、行いましたのは3月から6月の間でございまして、対象は、ごらんいただきますように、先ほど申し上げたような事情で北海道と沖縄は入っておりませんが、東北、北陸、中部、関西、中国、四国、九州、山口ということで各経済連合会と、中部については同友会、名古屋商工会議所、関西圏につきましては大阪の商工会議所、近畿での連合会、関西圏では広域の連携協議会というものもできておりますので、こちらの方にも伺ってお話を聞いてきております。

1枚おめくりいただきまして、広域ブロックに対する期待・役割といったところについてでございますが、ブロック機関それぞれ、いろいろと自主的に取り組んでいるという背景もございまして、広域的に取り組めば圏域全体としてのメリットがあるということで、広域ブロック計画に対する期待は、かなり高いものがございます。

さらに、その計画策定に経済団体として関与するという点については、非常に積極的な回答をいただいております。そもそもブロック機関であり、県境を越えての対応というのは、そういうものを考えるというのが自分たちの立場であって、そういう役割があるのだから、こういうような機会には、非常に熱心に取り組みたいということで御回答いただいております。

1枚おめくりいただきまして、それでは、地方公共団体と連携して地域のビジョンなどを取りまとめたことがありますかといったことを伺いましたところ、東北地域では、「ほくとう銀河プラン」ですとか「ほくと七星構想」というものを出したことがあると。ただ、一部県との調整をやっていないということがあるようでございます。

北陸については「21世紀ビジョン」、中部圏でも、経済団体としてのビジョン作成時に、地方公共団体にいろいろ聞いたり、職員がオブザーバーとして参画したという例があるようでございます。

それから、関西広域連携協議会では、「広域・国際交流圏の形成」等について地方公共団体及び経済団体で構成されており、そういう形でもって検討を行っている実績があるようでございます。

それから、中国地方ですが、これも行政関係者、経済団体からなります発展推進協議会、こちらの方で「地方発展ビジョン」を作成したということでございます。

九州については、東九州軸の推進機構を組織して活性プランを策定したという実績があるということで、かなりのそういった取り組みの実績があるという御紹介がございました。

また、今後、取りまとめの仕組みが広域ブロック計画原案取りまとめの受け皿になり得るかといった質問に対しては、これまでの実績を踏まえて対応できるだろうというところが多く、四国のように、これまでやった経験はないけれども、組織を立ち上げてやっていくことを考えて然るべきだろうというような御回答でございました。

1枚おめくりいただきまして、ブロックの重複についての見直し、あり方を含めた圏域の見直しといったことについては、全体に、やはり地域の意向を尊重してほしい。重複している地域にはそれなりの理由があるんだということで、現状どおりでよろしいのではないかとこのところが多く出ておりますが、北陸・中部では、北陸地方としてはこの3県がある。これが必要不可欠だ。新潟が入れば、それもなおさらよいのではないか。あるいは東海と北陸の間で若干違いがあって、必ずしも一体ということではないという部分、愛知・岐阜・三重を中心とする「東海圏」というくくりもあるといったような御回答がござい

ました。

近畿については、既に関西広域連携協議会の枠組みが一つの形になっているということ、三重、福井はこれまでと一緒にというような形でございます。

中国については、中・四国という形で考えたい。あるいは四国については、四国ブロックそのものについては現状でもいいけれども、瀬戸内海とか西日本全体といったところを考えたらというようなことが出てきております。

私の方からは以上で、次に五十嵐の方から御説明をさせていただきます。

五十嵐土地利用調整課長 土地利用調整課長でございます。資料3 - について御説明を申し上げます。

土地利用に関しまして、地方公共団体に意見聴取をしております。

まず、都道府県及び政令指定都市に対して今年の1月に行ったものでございます。

1ページをごらんいただきますと、まず土地利用上の課題として、今後、悪化していきだろろうというふうに見通されますものとして、耕作放棄地の問題、工場跡地等の低未利用地の問題、中心市街地の衰退、この3つが大きく指摘をされておるところでございます。

次のページでございますが、今後の土地利用を考える場合に重要な対応の仕方は何かという問いかけに対しまして、住民なりNPOが土地利用のあり方やビジョンを共有した上で、それを実践に結びつけるということが大事だという御意見、それから、土地の利用は公共の福祉が優先するという認識の浸透・徹底が必要であるという御意見、それから、地方公共団体が、地域の土地利用のあり方なり、ビジョンをきめ細かに示すことが重要であるという御意見があったところでございます。

三つ目といたしまして、土地利用について、都道府県と市町村の役割分担という問いかけにつきましても、大枠の話なり、あるいは広域的な調整というのは都道府県の役割であろうけれども、やはり即地性という観点からして、実質的、中心的な役割は市町村ではないかという御意見が多かったところでございます。

次のページでございますが、現行の計画と比べて、新しい計画なり計画制度に移った場合に、充実すべき項目としてどんなことがあるかということの問いかけに対しましては、地域の個性を重視した望ましい土地利用の理念を示すということ、あるいは土地利用の整序化という観点からゾーニング的なものを示すということ、それから、美しい景観ですとか、安全な国土というような項目について土地利用の観点から示すという、これらの答えが多かったところでございます。

5番は、ややテクニカルな部分でございますが、土地利用計画を使いやすくするために必要なものは何かという問いかけに対しまして、体系の簡素化、情報の一元管理、アクセスのしやすさ、住民参加、住民意向の反映、あるいは画面・IT等を使ったビジュアル化等の点が指摘をされているところでございます。

次のページは、やや個別の御意見をまとめたものでございますが、まず条例の内容としては、土地利用のビジョン、住民主体のまちづくり、情報開示というようなことを定める必要があるということ、それから、土地利用制度を総合的に運用していく観点から条例等を考えるべきであるというような御意見があったところでございます。

その下、7のところは、先ほどの御説明と若干重複いたしますが、まず計画体系の簡素化、公共の精神の醸成が重要である。また、地域の個性が発揮できるような自由度のある計画体系が必要であるというような御意見がございました。

また、現行制度との関連では、国土利用計画と土地利用基本計画の一本化という御意見もあったところでございます。

さらに、市町村の位置づけといたしまして、市町村が土地利用の調整機能を中心的に行うことが重要であり、この方向での仕組みが必要である。また、現在、補助事業で、土地利用調整基本計画の制度がございまして、こういうようなものを法令上、位置づけるべきであるという御意見があったところでございます。

続きまして、やや古くなって恐縮でございますが、13年3月に、市町村に対して同じようなアンケートを行ったものを簡単にまとめたものがその資料でございます。

まず、土地利用上の問題点としては、1の丸のところに4行ほどで集約しておりますが、耕作放棄地の問題、虫食いの開発の問題、中心市街地の衰退の問題、産廃の不法投棄等の問題があるということでございます。

次のページ、土地利用上、問題はどのような傾向であるかという問いに対しまして、余り変わらないという御回答が4割強、ひどくなっているという御回答が1割弱でございました。

ただ、そもそもこれまで問題はないというような御回答もありまして、この辺は、ちょっと首をかしげるところはございます。

それから、その下の図でございますが、ここに、いろいろな土地利用上の課題がございます。それに対応するために、どのような方策が有効であろうかということで見ますと、やはり条例による対応というのが一番有効ではないかという御意見が強いようでござい

す。

続きまして、地域の実状を反映した土地利用計画の策定、個別法の土地利用規定の見直しという順番になっているところでございます。

最後のページでございますが、市町村の土地利用計画に位置づけたい内容としまして、ちょっと見にくくて恐縮ですが、3つほどここにございます。対象地域をゾーニングして、各ゾーンごとに望ましい土地利用の方向を示すということについては、7割以上のところが、これはやりたいというふうに手を挙げてきた、あるいはそういう御意見があったところでございます。

次のガイドラインを定めるというようなものについては1割、それから、誘導基準等を定めて開発をコントロールするというものについては6%という御回答になっております。

これを、それぞれの項目につきまして、どのような方策が実効性を担保するという観点から必要あるいは有効だろうかという問いかけをいたしましたところ、いずれにつきましても、計画の策定の段階から、住民の合意形成を丁寧に図ることが重要であるという御回答が多くあったところでございます。

ただ、一番下の項目の開発等のコントロールのところにつきましては、やはり法的な裏づけが必要ではないかという御意見があったところでございます。

以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

報告書取りまとめに向けた主要な論点について

中村部会長 次に、報告書取りまとめに向けた主要な論点等について、事務局からの説明を聞いた後、中間報告に対する意見聴取結果とあわせて討議を行いたいと思います。

それでは、事務局から次の資料の説明をお願いいたします。

ただ、今まで、たくさんあったので、はしょりぎみでお話いただいたのでわかりにくかったかと思いますので、もうちょっと詳しくお願いいたします。

佐久間総合計画課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、最終報告に向けた主要な論点ということで御紹介をさせていただきます。

中間報告に対しまして、先ほど御説明しましたように、地方公共団体からの意見におきましては、大体、賛同するという事で、その中で示されております大きなポイントであります良好な国土の継承、これを総合的な国土管理指針として国土計画として提示するか、指針性の向上を図る上でマネジメントサイクルをしっかりと確立する。あるいは国と地方との計画意図の調和・調整を図るための広域ブロック計画のあり方、土地利用に関する計画のあり方、こういうことにつきまして、それほど大きな異論はなかったということでございますけれども、若干、さらに検討をいただくべき事項というものもあまして、少し論点として取りまとめしておりますので、これで御検討いただければと思います。

さらに、将来の展望ですとか、指標の作業ということもちょっとありまして、こういったものを含め、十分整ったものにさせていただきたいと思っております。

ということ踏まえまして、今後の最終報告の取りまとめに向けまして大きな分野は、国土の将来展望について、なるべく新しいもの、最近のものにするということ、マネジメントサイクルについて、国土のモニタリングの試行をやって、その結果もある程度踏まえながら、もう少しイメージをつくっていく必要がある。あるいは広域計画について、地方公共団体等からの意見を踏まえて、さらに検討していく。

2層の広域圏というものを第 部でお示しいただいているわけですがけれども、それについても少し、実情を踏まえた検討が必要ではないかというのが全体的なところではないかと思えます。

1枚おめくりいただきまして、最初の国土の将来展望についてでございますけれども、御承知のように、中間報告を取りまとめていただいた以降、2000年の人口の結果が明らかになり、これに基づいて、国立社会保障・人口問題研究所が将来の人口の推計を改訂いたしております。出生率が下がっているとか、他方で平均寿命の方は長くなるということで、今までよりも一層の高齢化の進展といったことが見越されております。

こういったことを踏まえまして、中間報告の段階で作業いたしてございました地域別の将来人口の推計や高齢化率といったものについては見直す必要がございます。

その他の事項につきましても、例えば財政の中期展望などの取りまとめ、政府としての政策がいろいろありますので、こういったものを踏まえてやっていく必要がありますし、最近の経済・社会情勢の変化というようなところも、なるべく新しいところまで入れておく必要があるのではないかと思います。

続きまして、国土のマネジメントサイクルについての部分でございますけれども、中間

報告におきましては、国土のマネジメントサイクルということで、国土計画の策定、推進、評価、これを通じて指針性を向上させる。そのために、計画内容、計画策定手続、計画評価について改善をしようということで、その一環として国土のモニタリング、情報の収集、分析と共有・公開ということで御指摘をいただいているところでございます。

この取り組みを進めていくに際しましては、実際に一定のデータを集めて分析をしてみるといったことが必要かと思われませんが、この具体的なイメージが、まだ十分図られていない部分もありますので、これを試行的に実施していく必要があるかと思えます。

それを踏まえて、今後の定常的なモニタリングの実施ですとか、必要な情報収集の分析といったものに御示唆をいただくということで、重要な事項を抽出して検討して、イメージをもう少し明確にして理解をいただくような形をとりたいというところが残るかと思えます。

この2つにつきましては、まだ作業を進めておるところでございますが、本日は、まだ資料としてお示しできるところがちょっとないということでございますので、次の回に回したいと思えます。

続きまして、広域計画のあり方についてでございますが、広域ブロック計画の策定主体と方法につきましては、地域の各主体が参加・協議して原案を作成。その上で、国が計画として決定するという仕組みを検討するということが提示をされておるわけでございます。

地方公共団体からの御意見につきましては、策定方法については、一部、自治体間の調整が困難であるといった課題を指摘する向きはありますが、基本的に賛同するところところが6割に達しておるところでございます。

また、民間の主体の参加を求めるということについても、おおむね賛同が得られているところでございますが、どのような主体に原案策定の過程に入っていただくか、どのような段階でといったことについては、地方公共団体によりまして考え方が非常にばらついておるところがございました。

また、国の地方支分局との連携におきましても、何らかの役割が必要であるということがあられるわけでございますが、その程度については、先ほどごらんいただいたように、調整役の部分を期待するところと、限定的にかかわってほしいところと大きく割れております。

1枚おめくりいただきまして、原案の策定についての各主体の協議の仕組みについてでございますが、現行、中部圏におきましては、メンバーの構成を含めて協議会の設置が法

律で制度化されておるわけですが、このような形で一律に制度化すべきだということとはほとんどございませんで、協議会の設置だけでもあらかじめ制度化しておくといったところも2割ということでございますので、大半は、各地域の実情に応じて、地域独自の判断で柔軟にやれるようにしてほしいという要望でございます。

また、原案の内容については、実質的に調整できるというところは1割にとどまる。おおむね可能といったところが6割だと。こういったことを踏まえて、今後の対応の方向でございますけれども、広域ブロック計画の策定方法については、協議体制について、既存の組織の活用等を含めて、各地域の実情に応じて地域が柔軟に決定できる仕組みというのを考えるということではないかと思われまます。

次に、計画圏域についてでございます。6ページでございますが、これも、必要に応じて見直すということが言われておるわけですが、特に御指摘いただいているのは、複数の広域ブロック圏にまたがっているような区域のあり方ですね。これについて、地域の意向を踏まえつつ検討ということで、今回、地域の意向がいろいろと出てまいったわけでございます。

参考のところにありますように、富山、石川、福井、三重、滋賀と5県が、現在、重複をしておる。それで、見直しについては、自分のところは今のままでいいと。ほかを直したらというようなところもありますが、そういうものも、計画圏域そのままでいいということが6割、見直すというところについて、重複をなくすような場合のメリットというのが、重複がなくなれば地域の一体感が高まるとか、計画の円滑な推進が図れるといった意見がある一方で、重複をなくす場合について、これまでの経緯というものがあって、そういったものに基づいているいろいろやってきた取り組みが後退する恐れがあるとか、一つの県の中で、圏域の範囲が、どちらか一方に属するというわけではないという実態があるという指摘がございます。

現に重複している県については、どちらか一方に選択しろというのはできるという回答はございませんでした。

さらに、見直しの必要性についてでございますが、個別具体のものとしては、長野県について、中部に属しているけれども、首都圏にも属するべき。徳島県からは、圏域の重複が認められるというのであれば、四国だけではなくて近畿圏にも加えられて然るべきではないかというような御意見、富山県から、北陸3県に新潟県を加えた4県ということで連携強化をするというのも一つの考え方ではないか。ただ、他の北陸地方のところから、こ

ういった意見はなかったというのは、若干、付言させていただきます。

それから、北九州市からは、九州地域を南北に分けて、その意味では、北九州の中心性といったものがある程度出るようなことではないかと思いますが、そういった圏域を提示していますが、九州地方の方からは、特にこうした意見は、ほかにはありませんでした。

ということでございますが、ほかは、個別に圏域を設定するというのがいいんじゃないかとか、県の判断で、どこに属するか決めるというようなやり方がいいといった御意見もございました。

こういった意見を踏まえますと、現行のままでいいというところが6割ある。広域ブロックについて、これまでも広域的に取り組みができていう経緯を十分踏まえる必要があるだろうと思われまますので、現在の圏域をベースに、中間報告でお示しいただいた圏域の観点がございますので、これを踏まえつつ、引き続き地方公共団体との意見調整を行って、必要に応じて見直していくというようなことで、さらに検討を進めていくということではいかがかと思えます。

次に、特定の広域計画についてでございます。10ページでございますが、中間報告に「特定広域計画が目指す自発的な地域づくりの取り組みは望ましい方向であり、その制度的な扱いについてさらに検討していく」ということで出ておりますが、国による支援について、地方の自立的な取り組みの芽を摘んでしまうことになりかねないという指摘があって、一律の制度化を図ることは望ましくないというところが6割を超えております。

また、現行の制度いろいろありますので、それを活用してやっていくということがいいんじゃないかという意見もございました。

こういうことを踏まえますと、国が一律に支援を行うような仕組みの制度化については、危惧が強いということがございますので、こういった広域の取り組みについて、地方がブロック計画の中に盛り込んできた場合には、国として計画の中で位置づけるというようなことを考えてはいかがかと思われまます。

また、支援のものについても、既存の仕組みを積極的に活用してやっていくというようなことではいかがかということでございます。

11ページでございますが、2層の広域圏、これは人口規模30万から50万、時間距離1時間から1時間半ということで生活圏域、また国に匹敵するような規模のものとして、人口600万から1000万人程度の地域ブロックということで、これを念頭に置いて、それぞれの圏域内での機能分担、相互補完で対応していくというようなことを、今後の国土の

経営のあり方としてイメージしてはどうかという御指摘をいただいておりますが、これについては、特に生活圏域について、人口規模が大き過ぎるのではないか、あるいは時間も広過ぎるのではないかということで、生活実態からずれているという意見が出ております。

また、中山間地等では、人口規模 30 ~ 50 万といった生活圏域を仮に広域化するとしても、かなり困難であるということで、全国一律に何か基準を設定するというようなことは適当ではないのではないかという意見が出ております。

こういったことを踏まえますと、もともと中間報告においても、地域の実情に応じて圏域とするという指摘がなされているところでございますので、実情を踏まえてということで、さらにあり方について検討していくということではないかと思っております。

今まで、余りデータをお示しすることなく、このあたり議論してまいりましたので、一つの目安と生活圏域について若干の作業をいたしましたので御紹介をさせていただきます。別添資料と右肩にあるものでございます。

生活圏域につきましての目安でございますけれども、これは国勢調査によりまして、通勤・通学の、あるところに住んでいる人がどこへ行っているかというデータがございます。これを逆にとりまして、ある地域の中心的な都市に、どの範囲から人が実際、通勤・通学してきているのかというのをとってみた図でございます。人口別に、時間・距離をだんだん長くとってきますと、そのうち、ほぼ 100 % に近づいてくるというようなものでございます。結果を見ますと、人口規模が少ないところでは割に近いところの範囲で、大きくなってくると足が延びてくるというような形になってございます。

なお、この分析の関係から、中心性というものがはっきりしない三大都市圏のような地域については、ちょっと除いてやったものでございますので、これは大都市圏以外の典型的な地域のこういった動きというのがとらえられているというふうに考えております。

これで見ますと、1 時間半まで広げれば圏域を閉じているということでございますが、規模の小さいところでは、むしろモビリティを上げて、圏域の広いところというふうにして考えるわけですが、現実の今の状況は足が長くないということでございます。

次に人口規模でございますが、2 枚目の下のところに一定の機能を有している都市を選びまして、これは仮の設定でございます。これを仮に設定して、こういう都市を選んで、その周辺、1 時間圏域で人口がとれぐらい住んでいられるかというところで見ました。これで見ますと、30 万以上というところが半分ちょっとあるわけですが、30 万未満とい

うところが半分弱、20 万に達しないところも 4 分の 1 程度あるというのが状況でございます。

また、この地域について、サービス業がどのように立地しているかというのも見えております。それが、次の図 3 でございます。これは、下にありますような多くの種類のサービス業につきまして、地域の人口規模別に分布をとって、このうち何種類地域に立地しているかというようなことを見ております。これを見ますと、やはり 30 万程度というもので大体 8 割、娯楽とか放送・情報サービス、このあたりでそろってくる。専門サービスについては、大体フルにあるというような状況でございますので、30 万ないし 50 万といったところには、経済圏としての一つの自立性といえますか、サービス内容における一定の範囲というものがメリットがあるということは、こういうあたりに、実際、データから見るができるということでございます。

次に資料 5 でございますが、今後、こういったことを踏まえてのスケジュールでございますけれども、本日 5 回目、中間報告に対する意見を踏まえての御議論をいただくということでございますが、次回、9 月目途に第 6 回を開催しまして、先ほど申しました国土の将来像やマネジメントサイクルの検討というものをつけ加えて、部会としての最終報告の素案を検討していただければと思います。

そして、本年の秋を目途に調査結果を取りまとめるということが約束になってございますので、11 月目途に、この部会としての最終取りまとめをしていただき、国土審議会への報告というような段取りで進めさせていただければと思っております。

私の方からの説明は以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

討 議

中村部会長 半年以上前になりますが、第 4 回の部会で中間報告が取りまとめられたわけでございますが、それを地方の団体で意見を聞いていただいて、それが、きょう報告されたわけでございます。

その結果に基づいて、大事な問題点をここに書き出しているわけでございますので、そういったところを中心にいろいろ御意見を伺えればと思います。どうぞよろし

くお願いいたします。

それでは、大西委員、それから奥野先生、どちらからでも結構です。

大西委員 それでは、お話をさせていただきます。

せっかくの御報告ですが、やや最初から否定的な意見になって恐縮ですが、今、中村部会長の方からも御説明がありましたように、これは3月から始まった議論で、中間報告の32ページに別紙2というものがあって、皆さん、御案内ですが、新たな国土計画制度、今回の議論にかかわるところで目標設定が、この審議会の議論の出発点で行われたわけであり、それは、国と地方の役割分担、国土基盤整備の重点化等、土地利用の新たな指針という大きな柱が3つあって、これについての制度を見直そうと。

しかも、国土計画についていろいろ批判がある中で、新しい時代において存在意義のある制度をどうつくっていくのかということが問われていると思うんですが、きょうの御説明では、2番と3番について、ほとんど踏み込んだ整理がないのではないかとすることは非常に不満であります。

それから、1番目の国と地方の役割分担についても、既にある制度、つまり中部圏において既に行われているような制度の提案の段階にとどまっていて、例えば、NPOとか一般の市民・県民を国土計画の策定プロセスにどういうふうに巻き込んでいくのかという、その策定プロセスにおける踏み込みとか、あるいは国の役割の中で個別的なテーマ、この議論の中で沿岸域というようなテーマも挙がっておりますが、最近の話題で言えば都市再生とか、あるいは地域の再生というような話題について指針性を示していくということも国の役割としてあると思うのですが、そのあたりも、きょうの重点項目、論点について余り出てきていないということで、ちょっと、そういう意味では重要な点がはずされているのが多過ぎるのではないかという気がいたします。

最終報告までに、ぜひ論点を拡充して踏み込んでいただきたいと思うのですが、少し補足しますと、一つ、社会資本整備については調整ということが重要だと思うんです。つまり、いろいろな社会資本の分野があって、その分野間でめり張りをどうつけていくのかとか、あるいは総額をどうするのかとか、財源をどうするのかというのは、既に非常に大きなテーマになっているわけでありましたが、国土計画の観点から、その議論の渦中に、今飛び込んではいないのですが、しかし、非常に密接に関連する分野を担当している以上、課題の整理なり、スタンスの明確化をしていく必要があると思うわけです。

それから、土地利用計画については、先ほど、都道府県・市町村のヒアリング等の結果

については御報告があったのですが、資料4の中には、ほとんどそれが反映されていないのではないか。特にここでは、これも調整ということですが、個別規制法がある程度ワークしている実態の中で、これらを調整していく、都道府県ベースでは土地利用基本計画があるんですが、市町村の段階でどういうふうにこれを拡充していくのかとか、あるいは個別規制法が緩くしか権限が及んでいないような白地地域についてどういうふうに考えていくのか、そういうテーマが土地利用計画についてはあったと思うんですね。

これを、法律を一本化しつつ、その中にどう位置づけていくのかということが非常に大きなテーマだと思うのですが、論点に挙がってきていないということで、今、私が申し上げたような点、それから、さらに冒頭申し上げましたけれども、例えばイギリスのPPGのように、もうちょっとタイムリーにいろいろなテーマを、個別のテーマを取り上げて国の指針というものを示していく。そのことで、都道府県なり市町村に、ある程度の方向づけを提示していくということが求められると思うのですが、そういう点も含めて論点をもっと拡充していただいて、半年ぐらいの間に、精力的にそういった点を詰めていくということをぜひやっていただきたいと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、奥野委員。

奥野委員 方向づけの提示に当たって、少しお考えいただけないかという点でございますけれども、主に長期の問題なんです、2つの点を申し上げたいと思います。

一つは人口の減少の問題です。この部会でも、以前、議論が出たことがございますけれども、50年後には2割減る、100年後には半分になるんだということをベースにいたしますと、あたかも、それ以外の方向性がないかのような印象を与えるわけでありまして、ここ20年、30年の場合ですと、そういうことはベースに考えられると思うんですが、例えば50年後、あるいは100年後のことを頭に置きながら、今、何かを考えていくとなりますと、これはどこかでバウンドする可能性もあるわけでありまして、人口成長率ともども、私は政策変数として、何らかの対策がとれることだというふうに思うわけでありまして。

したがって、最近、100年後はどうなんだという話も随分出てまいりますけれども、そのときまで、今のペースで人口はトレンドで減っていくんだということを前提にする必要はないのではないかというふうに考えるわけでありまして、何らかの、いつからどういう方法でバウンドし得るのか、あるいはバウンドさせることができるのかというようなこと

も、やはり我々は、考える場合に頭に置いてもいいのではなかろうかと思うわけでございます。

それから、第2点目は投資制約の問題、これも、これから公共投資が減るんだ、減るんだという話ですと、今でも社会資本の整備がいろいろなところで遅れているということが指摘されるわけでございますが、IMDの指標などもよく知られるようになりました。それから、恐らく、オリンピックのときもそうだったわけでございますけれども、遅れている、遅れているという指摘が、また、ますます遅れるのかというようなイメージになっていくのではなかろうかというふうに思うわけであります。

それで、ここの中にいろいろ盛られておりますことは、効率性に向けていろいろやっていくんだ。あるいは投資市場もPFI等々、整備方法を工夫することによって事業をやっていくんだというようなことがあるわけであります。それから、アウトカム指標も、その結果、国民の受けるサービスは今よりも、社会資本から受けるサービスはよくなるんだということが、やはりあるのだらうと思うんですね。ですから、やはり、そのところをもう少し強調していただけないか。投資制約があって投資は減るんだ、社会資本整備はなかなか難しいんだということが報告に出てきますと、国民の方が、将来に向けてなかなか展望ができないというようなところがあるのだらうと思うんです。ぜひとも何か、そういうふうなトーンを入れていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

中村部会長 どうぞ。

武内委員 幾つか申し上げたいと思うんですが、一つは、きょう議論のかなり大きな争点の一つになっております広域計画、特に特定広域計画というふうに呼ばれているものですが、これについては、このアンケートの結果から言うと、相当問題視していると思われるのではないかとと思うのですが、その問題視していることに対する解釈の問題として、今回は、人口規模がやや地方での認識と違うというようなことから見直しの方向を考えておられるようですけれども、私は、そもそもこの特定広域計画を発想したときのことからさかのぼってみますと、こんなふうにきっちりとした2層性の広域計画という位置づけでは、当初はなかったと思うんですね。

そしてそれが、これを整理する段階になって、いわゆるブロックに対応したもので、かつスケール的にはダウンしたもので、しかも、それが市町村合併のようなものをイメージするようなものというふうにだんだんできて、やや議論が硬直化した結果として、それ

に対する問題提起という面もあるのではないかと思うわけです。

それで、一つの提案ですけれども、もともとは、例えば市町村が都道府県を超えた地域連携をするという形での広域の計画というのはあり得るんじゃないか。そういうものについては、それぞれが主体的に計画をつくっていくけれども、国としては、積極的にそれを支援していくという方向で考えていくような発想に立てば、必ずしも、ある特定の人口ですとか、あるまとまった生活圏域というのは、総合性とかそういうものがなくても、いわばテーマごとに連携というのが図られて、そして、それが連携的な意味での広域計画だというとらえ方もあるのではないかなというふうに思いますので、一つの方向性として、もう少し人口が少ないものに注目しながら検討を深めていくという方向もあるのですけれども、もう一つの方向としては、もう少し柔軟にこれを考えて、ある特定のテーマで、それこそ人口規模や、あるいは生活圏域というものも、場合によっては無視できるような格好の、ある特定のテーマによる連携というものも可能な枠組みに変更するということの可能性も含めて御検討いただきたいと思っております。これが一つ目の点であります。

それから、二つ目の点は、これは大西先生の言われたこととかかわるわけではありますが、市町村レベルについて、今後、余り検討しないような形のスケジュールになっているわけですが、これについては市町村レベルを重視すべきである。それから、いわゆるゾーニングといった形で地域の土地利用のビジョンを示すべきである。さらには、条例等を用いることによって主体的な地域づくりというものを促していくべきであるというような、およそ我々が考えてきた方向の延長線上に答えがあるということから、これはこれで支持されているんだということで、余り問題視しないというような立場になっているのではないかと思います。

しかし、逆に、だからこそ、非常にこれは真剣にこれから考えていく必要があると思うわけです。具体的に申し上げますと、いわゆる国土利用計画における参考図というのが、なぜ参考図にとどまったかということの背景を考えてみますと、いわゆる構想を、個別法を超えた格好で提示するという、しかも市町村レベルですから、かなり具体性を持って絵がかかれていくということに対する問題が相当予想されるわけですけれども、これをどう克服するのか。

それから、大西先生がおっしゃった話ですけれども、いわゆる市町村レベルの土地利用計画、土地利用調整作業を具体的にどういうふうに進めていくのかという問題。

それから、3番目としては、これは国土計画の体系とのかかわりで問題になると思うの

ですが、いわゆる一気通貫の国土計画体系というようなものを念頭に置いた場合に、市町村新国土利用計画というものと、それから、条例による国土利用計画的なもの、あるいは土地利用計画的なものというのが、どういうふうに整合性がとれていくものなのか。2つあるのか、あるいは1つなのか。それらは、どう関係づけられるべきなのかということについては、相当議論が必要だというふうに私は思っておりまして、そういう点について、さらに検討を進めるということが、どうしても必要なのではないかと考えております。

それから、三つ目でありますけれども、全総と全国レベルの国土利用計画の体系、それから、2層性と言っております広域計画、市町村計画、都道府県計画、こういうものをどういうふうに全体としてつなげていくという格好の計画体系になっているのかというのは、今までの議論の中では、ある種のイメージがありますけれども、それぞれの所管の担当がどうなるのかということですね。今の国土計画局と土地・水資源局との間の関係性も含めて、どういふうに切り分けていくのか、あるいは切り分けていった方がいいのか悪いのか。具体的に言いますと、国土計画レベルが市町村計画に対して何を見ていくのかということと、それから、市町村レベルでの土地利用調整みたいなものが国土計画から何を受け継いでいくのかというふうな、そのあたりの議論の整理と同時に相互乗り入れの体制ですね。これは法制度の前に、まず役所の中でうまく議論する必要があると思っておりますが、その点について、私の今の理解では、必ずしも十分に議論が進んでいるとは思いませんので、それもあわせて御検討いただければと思います。

ちょっと長くなりまして申しわけございません。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、須田委員。

須田委員 全体に、この報告はよく地方の意見を吸い上げていただいているとは思いますが、お願いしたい点が2つあります。

一つは、これからの国土計画の基本理念というようなものをどうするのかということがないと、これからの地方の作業が進んでいかないと思うのです。その意味では、ここに書いてあることだけでは、ちょっと不十分じゃないか。またこだわるようではけれども、これから人口が減る、投資財源が減る、だんだん淋しくなる。さらに、もっと人口が減るとか、高齢化になるということになりますと、何か、縮小再生産みたいな国土計画ができてしまいかねないので、何かこうやれば、もっと日本の国土が再利用されて理想的な国土が

でき得るんだと。そのためにはこんなことをやったらどうかということ例えば、環境問題、エネルギー問題等も頭に入れながら、もう少し前向きの提案を、これから作業をする地方が提案できるようなところを基本理念で強調していただけたらと思うのが第1点です。

次に2点目ですけれども、これは地方での作業の指針を与えるという意味で、非常に大きな意味を持つ計画になっていくと思うんですが、付言してお願いできるならば、例えば、マネジメントサイクルのところをよく出てくる問題に評価と分析という問題がございますね。いろいろなものを数値的に評価していくと。その評価を計画にフィードバックしていくということがこれからはなければいけないんですが、評価を計画にフィードバックしたという事例は地方では非常に少ないんです。例えば、三重県などはやっていますけれども、あくまで試行的なものであって、本当の意味で、まだやっているとは言えないんです。したがって、そういう意味で、評価と傾向を計画にフィードバックすることについての中央と地方の作業能力に、非常に大きな格差があるように思えます。

したがって、何か、そういったことについてもう少し指導理念的に、こうあるべきなんだよということを教えてあげないといけない。あるいは基本的な考え方ぐらいは国の方で示してあげるべきじゃないかということが一つ。

それからもう一つは、これから地方でいろいろな計画をつくっていく場合に、データを一つとってみても、地方によってデータの取り方が大変違うものがあるんです。これは国土計画と余り関係ないかもしれませんが、私がやっております観光を例にとれば、各県の観光の入り込み人員なんていうのは、ケタが3つ違うぐらい、みんな違うんです。それぞれ勝手な数字をとってやっていますから、全然比較にならないようなものを地方ではつくっています。

ですから、指標のつくり方、データのつくり方、データの統一を、もう少しやっていかなければいけないんじゃないかということが一つあります。

それから、最後に申し上げたいことは、ブロックについては御議論いただいたので非常に結構でございますけれども、私は、これからブロックごとの計画というものが進んでいく場合に、若干、その計画には整合性の保てないものが出てきてもしようがないと思うんです。東北のブロックの計画と中部のブロックの計画が違って、それはやむを得ないと思います。

ただ、基本的なところだけは、今のようなデータを一致させるとか、手法を一致させるということだけがあれば、私は違ってもいいと思います。それから、今のように各県がき

ちっとブロックに分けられていなくてもいいと思います。少し、それはファジーでもいい。そこら辺は、少し弾力的に考えればいいと思いますが、何と何だけは、きちっと統一性がなければいけない、国の計画として。どういうものが統一されるというのが地方ごとの自主性であっていいのか、そこら辺の交通整理はもう少しなされておく必要があるのではないか、こんなふうに思います。

したがって、もう少し明るい希望を持たせるような、何か、そういう指導理念が欲しいということと、今のような地方の計画をこれから進めるについての指針の示し方として、これだけは統一してやってほしいということ、これは地方の自由意思に任せるということ、そこは、もう少しめり張りのある指標整理をしてあげないと、地方の作業指針になりにくいような気がする。

その2点だけお願いしておきたいと思います。

以上です。

中村部会長 矢田委員、お願いします。

矢田委員 1点だけです。広域、ブロック計画が次の国土計画の一つの目玉になりますか、それに関するいろいろなアンケート結果は全体的に肯定的で、かなり力を得ています。ただ、アンケート結果に危惧を持っているのは、計画策定方式自体も地域に任せるところなんです。プレイヤーがだれかということプレイヤー自身が決めるというのは、果たしていかなものかということです。

今の自治体の動きを見ますと、都道府県と政令市と経済団体を加えて議論して、地方支分局が、かなり中心的な調整をするというイメージが出てきます。これは今と余り変わらない。地方分権と言いながら、形式的な地方分権で、住民やNPOや学識経験者がどれだけの力を持って参加するかというところが、恐らく、地方分権のキーなんです。しかし、これらのメンバーというのはうるさくて嫌な部分なので、これをはずしてまとめようという雰囲気が出ている。やはり基本的なプレイヤーはだれなのかというのは国全体で、きちり枠をはめないといけないと思います。まとまりやすいプレイヤーが勝手に決めていくということであると、住民参加とか地域自治というのが、かなり形骸化するかと思います。その辺は、地方分権とか地域主権というものに合ったつくり方にすべきだと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

今のお話、もうちょっと具体的にこうすればなんていうのはございますか。

矢田委員 一つは、地方支分局の参加の形態についてはきちんと統一した方がいいのだ

ろうと思います。我々の議論の中では、当然、情報とかいろいろな形では協力し、連携はするけれども、メンバーにならないというのが原案であります。

それから、都道府県、政令市、経済団体、それにかなりの数の学識経験者、そして民間の一定の参加という構成要素につきましては、はっきりと規定した上で協議会をつくってやっていくというのが一つの方向だと思っています。特に後の2つのところは、地域によってはかなり弱められる可能性がありますので、きちんとした設定が必要かと思っております。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、中村委員。

中村委員 広域計画について、ちょっと感想を言わせていただきたいと思います。

広域計画の中で、どのようなことを承認すべきかということについて項目が挙がっておりますが、そのうち私なんかに関心が深い観光の問題とか、国際交流拠点づくりということをも具体的に考えたときに、先ほど須田さんがおっしゃっておられましたけれども、観光なんていうのはブロック広域的に観光振興策をつくる。それも、その広域地域の責任において、あるいは提携においてこれの振興を進めていくというのに、極めて適切な項目だと思うし、こういうことを、今後の意見に出てくるような形で下から積み上げるといいますか、地域市町村なり、県なりから積み上げていって全体の計画をつくり、みんなで総合的に推進していくというのは、極めて、そういうことに適した項目だろうと思うし、こういうやり方でいいんじゃないかと思っております。

しかし、例えば国際交流拠点ということを考えてときに、国際空港というようなことを考えると、例えば九州国際空港をつくっていくということを広域計画の中でどうやってつくり上げていくかというのは、極めて難しい課題だろうというふうに思うわけです。

そのつくり方というのは、さっきの観光なんかとは、また違った手法というのがそこに考えられるべきではないか。その九州国際空港をつくるのは、もちろん財源の問題もありますし、それから、つくったことによる負担の問題、その責任をだれがどうかぶるのか、どうやってみんなで、共同体でつくっていくのかということが、やはり、ちょっとはっきりしないなという感じがするわけで、行け行けどんどんという結果になりがちだというのが、どうも今回のアンケート結果からも感じられて、そこはちょっと不安があるので、やはりその責任を明確にする必要がある。

それからもう1点は、財源とも絡むわけですが、やはり、そういうものは国土づ

くりの一つだろうと思うわけで、その国土づくりをどうやっていったらいいのかというのは、国の計画との関連というのがあるので、この国の計画と広域計画との関係というのが、ちょっとはっきりしないなという感じがするわけです。

そんなようなことで、項目によって、やはり違うんじゃないか。国土づくりにかかわる部分は、少し別の仕組み、別の責任、別の国土づくりとの関係というのが必要なんじゃないか、こんな感じがいたしました。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、清原委員。

清原委員 まず第1点は、今回、お示しくございました資料3 - の25ページ、あるいは29ページにつきましては、先ほど矢田委員が御指摘のように、私は、これは都道府県及び政令市を対象にして行われた調査であるがゆえに、こういう結果が出てきているところもありはしないかなと思っておりまして、国と地方の役割分担ということを考えていくときに、例えば25ページでは、これは一つの選択だったということもあるかと思いますが、国と国の地方支分局との連携において、主体的に調整というのとオブザーバー的関与が拮抗しているということ、あるいは29ページにおきましては設置のみ制度化、あるいは大方は各地域により判断すべきとなっているのですが、私は、指針性と言ったときに、国土としてのビジョン、望ましさにおいての指針性だけではなくて、それを進めていくときの地域のかかわりの仕方に関してもこうあるべきだという指針性は、今回、最終報告では示すべきだと思っております。

もちろん、それは各地域の自立性、自主的判断に委ねるということもあるかと思うのですが、一定の参加を促進し、より広い声を反映するような仕組みも提案することが望ましいのではないかということが1点です。

2点目は、私、先ほど須田委員がおっしゃったことに大賛成でございまして、指針性を言うならば、やはり、それは具体的な数値、できる限り数値で、指標性がなければ、なかなか達成のための努力が結集しにくいということがございますし、国土計画に基づいて国土づくりがどのくらい進展したのかどうかということも非常にミクロなベンチマークをつくるのは難しいかもしれませんが、やはり、このあたり指針と指標というものを、大変ですが、示していくということがないとなかなか、地方にもっとかかわっていただきたい、お任せしたいと言っても、全体的な目標というものの共有であるとか、達成の共有であるとか、そういうことが難しいですし、私は、いい意味では競い合うというところ

るが必要だと思っております、そのような指標は私も大賛成でぜひ、難しいけれども、努力すべき取り組みではないかと思っております。

最後に3点目ですが、武内委員が特定広域計画に関連して、テーマごとに、いわゆる都道府県域であるとか、あるいは従来の連携とか人口規模にこだわらない広域計画というものもあり得ると。私は、これはかねてから皆様との意見交換の中でも出てきたテーマごとの広域計画の意義というところを、やはり改めて再確認させていただく御提案ではなかったかと思っておりますし、やはり、このアンケートを見ましても、人口規模の20万、30万というところに対する反発があるというようなことは現場の声として受けとめなければいけなくて、恐らく人口規模というところではなくて、テーマの共有 国土づくりのための、向上のためのテーマの共有のところでは結集するというような特定広域計画であるならば有効ではないかという御提案に私も賛成したいと思います。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、堤委員。

堤委員 簡単に2点申し上げたいと思います。

実は共通でございまして、検討スケジュールという点と、それからもう一つは、一部見直しの必要性ということで問題を取り上げているという、この2点についてでございます。

何を申し上げたいかという、最近、空洞化という言葉が言われますが、この2年間だけでも1割、工場は消えております。どういう言い方がいいかわかりませんが、1日100工場ずつ消えているというのが最近の状況であります。そういう1年に5%ずつ製造業がなくなっている中で、あと何年かけると事実上の計画ができるのかなという意味で、検討のテンポはこれでいいのだろうかというのが一つあります。もちろん、いろいろな長期計画との絡みがありましようから、そう簡単にスケジュールは変えられないんでしょうけれども、ゆっくりやっていると事態がどんどん変わってしまうということをぜひ頭に入れていただきたいと思っております。

それから、2点目は同じ問題でございますけれども、人口の変化というのが、最近、人口問題研究所で出生率を変えた結果は、大変激しい形で減るということになっておりますが、先ほど申しましたように、工場の減り方はもっと激しいわけございまして、人口のように、何百年たつとゼロになると言い方ももちろんあります。5%ずつ工場が減っていくと、20年たつと工場がなくなるという非常に単純な計算になりますが、私は、必ずしも

そうは思っておりません。しかし、非常に変化が速いということを御理解いただくと同時に、この2年間で1割工場がなくなったということから見ると、この御検討の中に、もう一回、産業構造論的なものを入れていただくというのが非常に大事だと思います。

なぜ、あえて空洞化とインフラ問題をぶつけるかといいますと、やはり、1日100工場ずつ減るといふ減る速さのほかに、私は海外から来ない、国内から新しい企業が湧いてこないというところの、要するに、企業が日本を非常に遠ざけているという部分があるような気がしてならないわけでございます。その背景は、もちろん法人税かもしれませんが、いろいろな高いコストかもしれません。ただ、ずっと高速道路で高いお金を取り続けるという制度自身で、外国の企業にどんどん来いというのが本当に可能なのだろうか、というようなことを、ぜひ私は議論をしていただきたいと思っている次第であります。

以上。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

高橋委員 先ほどの中村委員の話と共通するのかもしれませんが、国と地方支分局のかわり方、これは事柄によるのではないかと。一律に国ないし支分局がオブザーバー的にいるべきであるとか、あるいは強力な強制を持つということよりも、例えば根幹的な道路網なり、あるいは先ほど言われた国際空港のあり方といったようなことについて、地方公共団体だけでやるという場合、いろいろな問題も出てくるであろう。したがって、そこら辺の事柄によって、やはり関与の仕方というのは分かれていくべき問題ではなからうかと思えます。

それから、圏域の重複の問題は、私はアンケートにもあったように、柔軟に重複があってもいいと思っております。

それから、全然別の問題ですが、最終報告に向けた主要な論点の中の3ページで、モニタリングの情報の収集とかありますけれども、この中でGISですが、これはそれぞれの分野で、あるいは地方公共団体なんかでは相当進めてやっているところがあるんですが、私の理解不足なのかもしれませんが、全体として、そこをうまく個別の分野でやっているものを総合的に見ているところというのが、どうも足りないような気がする。そのところはどこか、国土交通省なり、どこになるのかしりませんが、そういった観点から統一的な観点で整理する。そしてまた、総合的な、場所場所におけるGISの土地利用に関する指標の活用というようなことも、どこかのところで強力に検討してもらえばいいと思

っております。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

斎藤委員 一つ、二つ申し上げたいと思いますが、一つは人口の減少の問題ですが、人口の減少と高齢化というのは、少し分けて考えておかなければいけない問題だろうと思うんですね。人口の減少は、確かに、50年後になると1億になって、100年たつと7000万ぐらいになるという話ですが、考えてみれば、第2次世界大戦が終わったときの日本の人口は7000万ぐらいですから、そんなものかと思えば、そう大したことではないということも言えるかもしれませんし、それから、50年後、100年後の話と、今からどういう経済社会になるかということを考えてみても、ちょっと絵そらごとになくなってしまわないかということが一つあります。

むしろ、もっと深刻なのは高齢化のテンポがもっと速い、いわば、高齢化というのは待ったなしに、現実にも目の前の問題として来ているということだと私は思うんですね。例えば生活圏で30万と言っても、30万の人口の中身は変わってきてしまう。さっき製造業の話が出てきましたけれども、そういうような空洞化のテンポだけではなくて、高齢化のテンポが速いために、30万という単位で、今までと同じような経済活動なり、機能なりを果たせる経営、圏域として成り立ち得るかどうかということは、はなはだ疑問になってくるのだらうと思うんですね。

それと絡んで、いろいろな都道府県単位なり、あるいは広域圏の計画をつくるに当たっても、やはり根っこになるのは、そういうような小さい単位の圏域がこれからどういうふうにして発展していくかというのが根っこにならなければいけないだらうというふうに思いますし、そういうような根っこの計画なり考え方というのをつくるのは、現実にもそこに住んだり、あるいは経済活動をしている人たちが、この地域はどういう形になればこれからも発展していくかということが一番よくわかるのだらうと思います。

だから、そういうような根っこの計画をもとにした広域計画とか何か基礎がないと、結局、計画倒れというか、絵そらごとの計画になってしまうのだらうという感じがするものですから、ぜひ、そういうような発想というものを大事にしていいただければと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

この部会、委員の数が多いこともありますが、どうしても議論が散漫になりがちだというのを私、いつも気にしております。その一つの理由というのは、私は、ここでのテーマ

というのは非常に大きく分けて2つある。一つは将来どういうふうになるのか、どうすべきなのかという現実の計画の問題。もう一つは制度をどうするのかという問題、その両方があるわけですね。その両方を私は、前から何度も分けてやりましょうと言っていたのですが、なかなか、両方密接に絡んでいることは確かなんですが、分かれなない。そのために、非常にわかりにくくなっているという気がするんです。

もう一つ、計画制度の方もさらに分けると、これはかなり明確に出されているんですが国土計画制度、従来の全国総合開発計画のものと、国土利用計画のものと、その2つに分かれる。それがみんな入っているものですから、しかも、それを短い時間で同時に話そうというわけですから、非常に難しくなってしまうのだらうと思いますが、その辺、委員の方々は、もちろんよくわかりだと思しますので、頭の中で分けて、ぜひ御議論いただければと思います。

どうぞ。

池谷委員 部会長の御指摘のように、もう少しわかりやすく議論して見たいと思いますが、特に、マネジメントサイクルにつきまして意見を述べさせていただきます。

これからの社会ですが持続的な社会ということになるわけですが、このときに重要なのが、開発と保全との調和です。これの指標として、開発側については、GDPですとか、GNPですとか、景気動向の指数ですとか、いろいろあるわけですが、保全系のところがどうもよくわからない部分が多い。そういうこともあり、今まではGDPという考え方で来ました。しかし、本当にそれで日本の国土はよかったのかということ、実は相当大きな問題が起こった。環境問題という大きな問題が起こったのです。GDPという指標では、そういう部分が出てこないわけですね。

したがって、今後、保全系の指標をどうするかということを中心にきちんと考えていく必要がある。それとともに、国土計画としては、両方のバランスが必要ですから、両方の要素を入れた指標を新たにつくる必要があるのではないかと。この保全系の指標と両方入れた指標、それは具体的には、保全系の方ですと、アメリカで約20年前からやられていますハビタット評価手続という、ヘップというんですが、この指標がかなり有効ではないか。ヘップを日本の自然環境がどういう状態になっていっているのかということの指標として利用できるのかなという感じがして、それを日本向けに、ある程度、検討する必要があります。その辺、もう少し充実する必要があります。

それとともに、今度は総合的に、開発と保全と両方合わせて国民にわかりやすく、どう

いう状態で日本はいるんだという、その指標をどうするかという問題でございますが、これは当然、いろいろ問題があるのでございますが、一つの事例といたしましては、カナダで開発されておりますエコロジカルフットプリント解析ですね。この辺の考え方を取り入れると、かなり一般にはわかりやすいということがございまして、今後、この辺の検討をする必要があるのではないかと考えております。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、丹保委員。

丹保委員 今、委員長がおっしゃった制度の問題と状況の問題ですが、今、日本で1億2000万ちょっと人口がいますが、日本の自然で食べていける人間というのは4000万ちょっとぐらいが精いっぱいですから、8000万近くの間が生きる場合には過剰人口なんです。そして、日本を除くアメリカ、特に中国・アジアというのはまだ成長中ですから、成長をする強大な競争者は周辺にいるわけです。ですから、非常に簡単に単純な指標で何かができるという状況ではありませんで、我々は、その人たちの中で殺されないで生き残るということが一つありますし、我々自身がちゃんと食っていくというもう一つの条件、その2つは、必ずしも全部日本の国土において達成できるような状況では多分ないだろう。

私どもが生まれた1930年代というのは、ちょうど7000万でした。そして、今は1億2000万、世紀の終わりにまた7000万とっておりますが、非常にたくさんの人口を養っていくために、言葉がいいかどうかはわかりませんが、かなり短いサイクルで次々と手を打たなければ生き残れないという空間、もっと言えば大都市圏、東京、これは世界相手に戦う空間だと思います。

それから、そうでないことをしないと荒廃してしまうような空間もあるわけです。それを同じ制度の上で議論することが非常に難しくなっているのではないかなと思っておりますが、国土計画の中で、ある程度、特化した空間というものを想定しないと、全国一律の制度で、一律に網をかけてやれるものではないだろう。したがって、人口が減っていくということは、プラスかマイナスかわかりませんが、もしかすると日本人にとっては、もう少しともな暮らしができる可能性が出るかもしれません。しかし、死んでしまっただけは何事もありませんので、その2つのことを常に頭に置いて、もう少し成長するんじゃないかとか、もっともっと自然を大事にしたらいんじゃないか、この2つは両立しない空間に我々は住んでいるんだということを相当に厳しく認識した上で制度を考えていただきたい。

ということは、大都市圏とそうでないところは、もっとあえて言えば、東京その他の大

工業地帯もしくはいろいろな戦う地帯とそうでない地帯は、かなり違う特性を持った国土だということをベースにして設計をしなければいけないのかなと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、森地委員。

森地委員 資料4の最終報告に向けた主な論点の中で、土地利用計画についての話が何も入っていないことが大変気にかかります。もうお帰りになってしまいましたが、武内先生の御指摘の2層の広域計画という、その後の方、生活圏域の別添資料にあるところは、もう一度思い出していただきたいのですが、ここで計画をどうのというのではなくて、例えば農業人口でいうと、1500万人いた農業人口が40万になってしまって、この国土は一体どうするんだと。そういう人たちに、少しでも地方に住んでいただくために、都市的サービスを何とか確保したい。その枠組みとして、こういうことを考えざるを得ないのではないかという問題の投げ方であって、すべてのところが、お国がこれを全部計画しろということのために出ているのではないわけですから、武内先生の御指摘は全く違う御指摘だろうというふうに私は理解をしました。

それで、むしろ土地利用計画のところでは議論があったように、今の問題もそうですが、あるいは半年前を思い出していただくと、多くの委員の方々から、土地利用の境界域が大変問題であるという御指摘もありました。それで、境界域の問題が、今の土地利用計画の制度の枠組みの中で処理できるかという処理できないわけでございます。

ほかにも耕作放棄地の話だとか、スプロールしたところの逆の現象をどうするとか、あるいは都市再生の話として、都市内の遊休地をどうするかとか、いろいろな問題があったときに、今の土地利用計画の枠組みで計画できるかというのは、大変気になるところであります。そのところは、今後の主な論点の中で、ぜひ忘れないで入れていただいて、最終報告には入れていただく必要があるかと思います。

最後に、前の御担当の課長さんから、ほとんど今の法体系でも処理できることが多いという御指摘がたびたびあったことを記憶しています。そうだとすると、今の法体系でもうまくいくはずのものが現実にうまくいかなかったのは、一体どこがまずいのかと、こういうこともございますので、法制度の問題と同時に制度の運用の話が、多分、そこにはあるのではないかと思います。

以上でございます。

中村部会長 今の点、何か、事務局サイドでございましたらどうぞ。

五十嵐土地利用調整課長 今回の森地先生のお話と、それから、その前に大西先生と武内先生から、特に市町村レベルの土地利用のお話がありました。それで、一つ御理解いただきたいのは、この国土審議会のもとに土地政策分科会という別の組織がございます。私どもとしては、土地利用については、その他土地の問題とも絡むものですから、そちらで、まず一義的に御議論をいただくことになっておりますので、その準備を今進めておるところでございます。それが一つでございます。

それからもう一つ、計画の中身の話でございますが、先ほど武内先生も、まさにおっしゃいましたけれども、全国の計画をつくって、それがだんだんと、その色彩なり方向性というのが下におりてくる。都道府県、市町村におりてくる。私どもも3層の構造、国・県・市町村という3段階の構造が、今後の新しい計画体系の基本だというふうに思っておりますが、そういう意味では、土地利用というのは市町村レベルの土地利用だけでは語れない。そこだけ、ある意味でピンどめをしても不完全なものになりかねない。上からおりてくる、あるいは全国レベル、国・県レベルからおりてくる要素を市町村レベルでどういうふうに受けとめていくのか。また、市町村レベルの即地的な土地利用のあり方を、県レベル・国レベルでどういうふうに吸い上げて、あるいは共通化していくのか、このフィードバックが欠かせないわけでありまして。そういう意味で、土地利用だけ単独で議論あるいは方向性を決めていくということになかなかならないということでございます。

その意味では、今、私どもと国土計画局の方で、全体の体系としてどういうものかというのを議論しておるところでございます。先ほど御指摘がありましたので、その議論を急ぎたいと思っております。

中村部会長 そうしますと、中間報告では土地利用計画のことも入れているわけで、この部会、次か何かで、何らかの形で、今の分科会でやっておられる案が出てくるというふうに理解していいわけですか。

五十嵐土地利用調整課長 ちょっとスケジュール的なことでお約束というのは、なかなかできないわけでございますが、早く作業を進めるようにという御趣旨だったというふうに受けとめております。

中村部会長 どうぞ。

鎮西委員 今回の点でございますが、私も森地委員がおっしゃったように、かつて産廃施設だとかリゾートマンション、あるいは住宅地域への商業施設なり利便施設の無秩序な侵入という例を挙げて、バブルの時代みたいなことは、経済的な背景がなければなかなか起

こらないんでしょうが、仮にそういうことが起こった場合、法令なり条例の体系としては、大体、手段としては品ぞろえができたのかという御質問をしたときに、法令改正あるいは条例制定権の範囲の拡大なりいろいろなこと、これは中間報告にも書いてあるんですが、ということで、一応、手段としてはできておりますと、たしか、そういう趣旨の御回答があったと思っているんですが、市町村のアンケートでございますね。資料3 - の最後から2ページ目あたりですが、土地利用上の問題の10年前との比較という中で、10年前といえば、まさにバブルの時代なんでしょうが、問題は発生しているが、状況は余り変わらないというのが43%ぐらいで非常に大きいと。

その中で具体的にどういう問題なのかということについて、やはり残土の埋め立てなり、産業廃棄物の不法投棄などによる地域環境の悪化というようなことが、かなり大きく言われているわけでございますので、国土交通省当局の御認識と市町村の認識とが、若干違っているのではないかという感じがするわけでございますので、ここで、最終報告に向けた主要な論点のところでも書いてないから直さないということではないのかもしれませんが、少なくとも中間報告に書いてある以上は、最終報告までに、こういうアンケート等を踏まえて、きちっと対応される必要があるのではないかなという感じが一つするわけでございます。

それから、広域計画について、先ほど武内先生がおっしゃったことと私も全く同感なんです、どちらかというと、当時の専門部会の意見というのは、伝統的な地域ブロックを前提にした現行の広域計画はそんなに機能していない。私は、ちょっと極端に言いますと、北海道と沖縄を除きますと、非常に存在感が希薄なんじゃないかと思うのでございますけれども、そういうことで、むしろ特定広域計画でございますと、ここに書いてあるとおり、テーマごとにより柔軟な、しかも、参加主体もいろいろな方が入ったような形のものが、これから需要もあるし、伸びていくのだろうし、機能するのだろう。そういうものについて、まだ萌芽的な段階だから、制度的なバックアップ体制をとる必要があるのではないか。ただ、中間報告の段階では、時間的に検討する余裕が余りなかったから今後の課題ということで、スペース的には非常に小さいスペースになっているのですが、優先度からいうと順番が逆なんじゃないかという議論が出たくらいに、私の感じでは専門部会の趨勢は、そういう受けとめ方じゃなかったかなというように思っていて、最終報告に向けた検討のところ、広域計画のあり方について、主体なり、圏域の重複なり何なりといろいろ書いてあるんですが、そこはそんなに大した話じゃないので、最終報告までに時間的余裕が

あるならば、先ほど大西先生のおっしゃったような事項とか、そういうことについてもう少し幅広に、詰めるほうが、こういう広域計画について煩わっているよりは、ずっと有意義じゃないかなという感じがするわけでございます。

それから、最後にちょっと質問でございますけれども、今と同じ資料の3 - 1 でございます。1ページでございますが、都道府県・政令市に対して、土地利用上の課題に対する今後の見通しということで、「中心市街地の衰退」が悪化しているといくのが44%ということで一律になっていまして、私自身は、政令市がそういう認識を持っているということはずまないのだろうと。政令市、あるいは30万、50万都市が、そんな認識を持っているということはずまないのだろうと思って見ましたら、市町村に対するアンケート調査のところで、市町村アンケートの1ページでございますが、中心市街地の空洞化、これは人口規模によって仕分けしております、私が思っていたように1~5万人の市町村、ここが非常に大きな問題意識として持っているというようになっているのでございますが、認識として、政令都市あるいは地方中核都市なり県庁所在都市ぐらいのところ为中心市街地の衰退ということを非常に懸念しているのか。あるいはそういうところではなくて、むしろ1~5万人といいますが、5万人前後ぐらいの地方の中小都市の中心市街地、特に商業地が非常に衰退している、こういう問題意識だというように理解してよろしいんですか。そこはいかがでございましょうか。

以上でございます。

五十嵐土地利用調整課長 若干、お時間をちょうだいしたいと思います。

中村部会長 それでは、ほかの方の御意見を伺っている間に整理しておいてください。

どうぞ。

矢田委員 私、広域ブロックの研究会を主催して、ここの中間報告のベースになった責任がありますが、広域ブロックは大したことないという発言がありましたが、大変困るのであります。

基本的に国土計画体系の見直しは、地方分権下における国土政策のあり方というテーマであります。都道府県にそのまま国土計画を譲るとするのは、国土の計画という性格上難しい。環境問題であり、交通ネットワークを整備するからです。しかし、ベースを国が決めるのではなくて、むしろブロックごとにボトムアップで原案をつくって最終的に国が決めるというのがポイントになります。今までのブロック計画とは、相当性格を変えたものをつくるんだというのは今回の見直しであります。あれは大したことないと言われ

ると、我々の議論は何であったのかということになります。

それから、広域計画につきましては、ボトムアップ的にやってくることは評価するんですが、それを国がいろいろサポートするというのは、むしろ本末転倒ではないかということです。ブロック計画が国土計画の中に中枢に位置づけるということについての認識をかなり共通していただきたい。

中村部会長 五十嵐課長、どうぞ。

五十嵐土地利用調整課長 先ほどの鎮西委員の御質問のお答えでございます。

母数が若干違いますので、母数と実数とを申し上げたいと思います。中心市街地の空洞化を懸念している市町村数は、人口が 50 万人以上の場合は 65 に対して 7 でございます。1 割強でございます。それから、30 万人から 50 万人が 140 に対して 25、10 万人から 30 万人が 326 に対して 70、5 万人から 10 万人が 395 に対して 85、1～5 万人、5 万人未満が 1485 に対して 216 というような状況でございます。

中村部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。それでは、渡辺委員、その後、寺澤委員。

余り、残り時間はございませんが。

渡辺委員 発言をしなかったことの意味を説明させていただこうと思います。

半年ほど中をおきまして、改めて中間報告を読み直してみても、私は、大筋としては、なかなかよくできた報告をまとめたなと思っております。

特に私の関心が深かった国土の将来展望の部分は、一部、調整をしたい、新しい政府の方針等によって調整をしたいと。これは結構でございますけれども、とにかく、大筋は原案がいいと思います。

それから、きょうの全国計画、広域計画についての自治体の意見の関係は、私、本当の意味での専門家ではございませんが、自治体の意見の結果を踏まえて、事務局がこんなふうにしたらどうかという点は、多分、私が事務局でまとめてこんなことになるのかなということでございますので、この点の特段大きな変更を加える必要はないのかなと、そういう意味で発言を控えたということでございます。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、寺澤委員。

寺澤委員 3 点ほど御発言をさせていただきます。

一つは、特定広域計画についてでございますが、広域ブロック計画の策定主体、方法等

について、自発的な地域づくりの取り組みへの一つの仕組みとして、前にも、イギリスのシングル・リジェネレーション・バジェット・チャレンジ・ファンド（SRBCF）というのを御紹介申し上げました。お手元に1枚の資料をお配りしましたが、この例では、自主的に作成された計画をもとに、統合的な国の補助金によって、その計画を支援するというごさいます、地域の知恵と創意工夫を最大限生かす支援の形態を考えています。それで、努力している地域が報われるような仕組みになっていると思います。

こうした計画作成については、地域の課題を真に反映するものとするべく、いろいろな主体が参加しております。作成の早い段階から、企業、住民、NPO等の民間主体も参加しているということごさいます、イギリスの場合は、官民パートナーシップの構築が、こういうもののフレームの前提になっております。前にアメリカの話もさせていただきましたけれども、既存の自治体、既存の地域計画の枠組みが時代にそぐわなくなってきたというのは、日本だけではなくて各国共通の悩みだということごさいます、具体的に広域計画を考えていく場合には、最終的にどういう仕組みづくり、計画の推進の仕組みづくりをするのかということまで、展望していただくと大変ありがたいのではないかと思います。

私は、地域を担当して東北地方を中心に行っておりますが、先ほど堤委員も御指摘されましたけれども、ここ数年間の地域の経済の勢いが弱っているというのは大変気にかかります。人口減少の中で、地域における人口の定着が、果たしてどういう形で図られるのかということについても非常に不安も持っております。そういう意味では、「地域おこし」の視点をぜひ入れていただきたいと思います。

最近、御案内のように、「構造改革特区」というような提言がなされております。ぜひ、当審議会においても、地域計画、広域計画をどういう形で推進していくのかということもお考えいただきたい。これが第2点です。

第3点は、国土のモニタリング、マネジメントサイクルに関するモニタリングに当たっては、やはり安全な国土づくりと防災を、ぜひ観点の中に重視していただきたい。リスクコントロール、これはハードだけではなくてソフトの面もあると思いますので、それは要望としてお願いをしたいと思います。

以上ごさいます。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

島田委員 中間報告の中でIT関係のことにも触れられておりますけれども、この中間報告がつけられました昨年の末から、特に今年にかけてまして急速に、この中間報告の参考資料その他にもいろいろ数字がございますが、いわゆるブロードバンドといいますが、ネットワークの高速・高帯域、特にADSLその他が爆発的に今年に入って伸びていて、1メガ以上のネットワークの高速・高帯域のネットワークが、今年の末ぐらいまでに900万世帯くらいに普及するんじゃないかという予測も出るようになってきている。

要は、通信料金の低額化で大幅なダウン、それからインターネットの普及、それに伴いまして企業の仕事のやり方も、特に今年に入りまして大幅にといいますか、かなり急速に変化している。例えば電子商取引なんかも、昨年度、日本全体で、いわゆる企業間のピー・ツー・ピーで43兆円になったというような数字が経済産業省さんの方から出ていますけれども、今年に入りまして、ますますそれが加速的に伸びているということで、企業の仕事のやり方が大きく変わったり、それから、ブロードバンドといいますが、ネットワークの高速・高帯域、通信の低額料金により非常に、いわゆる通信料金が安くなったというようなことで、ますますそういう傾向に拍車がかかる。

あるいは在宅勤務といいますが、アメリカあたりではSOHOなんていう、スモール・オフィス、ホーム・オフィスというような言葉をよく言われますけれども、こういうものも、ここのところ、かなり現実味を帯びてきて、通勤時間その他いろいろなことに、これから5年、10年、大きな影響を与えるのではないかと、そんな視点を持っているわけです。

それからもう一つ、IT産業におきまして、先ほどもちょっと議論がありましたけれども、ハードといいますが、製造業はどんどん、いわゆる海外へ生産拠点が移動して、むしろ日本の方は、結果的にソフト化とか、システム化とか、そっちの方にどんどん今移っているというような現状で、地域の産業その他にもいろいろな影響を与えているのではないかと、そんな感じを持っております。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

私も、ちょっと意見を言わせていただきますが、この基本政策部会の議論ですが、これは、もとは前の国土のグランドデザイン、五全総に当たるものですが、その最後に書かれているように、もう国土計画の制度そのものを抜本的に見直すべき時期だと言っているわけです。そして、またそれを受けて、この基本政策部会で議論してきて、中間報告という形で半年前に出した、そこでも幾つかのことの改革を述べているわけです。

それに対して、幾つかの点で地方の意見を聞こうということで、その地方の意見を聞くというのが可能な限り、具体的なところということでこういうふうになっているせいだろうとは思いますが、ただ、きょう書かれていることというのは、例えばモニタリングをどうするかとか、そういうような極めて技術なところは、かなり具体的にイメージできるし、書かれている。だけど、制度的にどうするのかというところは、やはり大西委員が最初に言われたように、私は、必ずしも十分な論点にまで行き渡っていないような気がしてなりません。問題の論点を、どっちかという小さいところでまとめているという気がいたします。これは、もうちょっと皆さんに議論していただきたいなという感じを私自身は持っております。

あと、何かございますか。皆さんに御意見、大体伺いましたか。

それでは、そういうことで、きょうは地方の意見を踏まえて委員の方々から御意見を聞くということだったわけですが、きょうの意見を踏まえまして、次回の部会に原案を出していただくということになると思います。

余り時間もないので大変ですが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会